

あさらの風



朝倉市商工観光課〈写真提供〉

あさくらの風

甘木朝倉法人会 会長ご挨拶	2
第9回定時総会開催	3
平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動	4
委員会・各支部の活動	5～6
絵はがきコンクール入賞作品の紹介	7
租税教室を受講した小学6年生の感想	8
税に関する広報	9～10
入会会員紹介	11
会員紹介	12
不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは?	13



朝倉市商工観光課〈写真提供〉



ご挨拶

会長 阿部 達彦

令和2年5月に開催した第9回定時総会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、短時間で終了し新年度が始まりました。

全国では4月、5月にかけてコロナ緊急事態宣言の決行に伴い東京オリンピック開催延期またイベント・スポーツ関係の延期、中止などが増え続けています。

法人会活動も中央では今年度の全国大会、全国青年の集い、全国女性フォーラムの中止が決定されました。

当会においても、当初は令和元年度の活動をベースとして新年度も活動継続をめざしていましたが、今日の状況を鑑み8月開催の理事会で例年実施していた本部主催の決算事務説明会、法人会講演会の中止を決定しました。

また、小学6年生を対象にした租税教室については、開催可能か否か税務署を中心に各学校と調整中です。

このように今年度は「税知識普及に関する事業」が十分にできない中で、新たな社会貢献活動として小、中学校へ「横断中」の黄色い旗、関係団体等へ図書やコロナ感染防止グッズ等の贈呈事業などを検討しています。

各委員会・支部事業においても、コロナ対策を行いながら実施可能な事業の推進を行い、あわせて会員増強や福利厚生事業推進に取り組んで参ります。

最後に法人会ののぼり旗『一步、一步あさくら』を目にされましたら九州北部豪雨災害、新型コロナウイルスの影響も乗り越えていく願いを込めた復旧・復興のメッセージとしてご理解頂ければ幸いです。本年度も会員の皆様並びに関係者の方々のご支援、ご協力を賜れるよう頑張ってお参りますので宜しくお願い申し上げます。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業 | (5) 会員の交流を図るための事業 |
| (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業 | (6) 会員の福利厚生のための事業 |
| (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 | (7) その他この法人の目的達成に必要な事業 |
| (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業 | |

第9回 定時総会開催

日時：令和2年5月22日(金)

場所：甘木観光ホテル 甘木館



今回の総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、①総会は役員段階で開催する。②来賓は招かない。③式次第を大幅に縮小し短時間で終了する。④正会員には委任状の提出を求める。⑤会員交流会は行わない。等を基本に、令和2年5月22日、朝倉市甘木の甘木観光ホテル甘木館において開催しました。

冒頭の全法連会長・県連会長表彰伝達、甘木朝倉法人会会長感謝状の贈呈は受賞者の紹介のみとしました。

阿部会長を議長に選出し、有資格社員総数560社に対し、出席17、委任状提出405、計422社で定足数を満たしており、議長が総会成立を宣言し、議案の審議を行いました。

令和元年度決算報告承認では、経常収益計14,289,388円、経常費用計14,623,129円で当期経常増減額は△333,741円、正味財産期末残高11,036,609円であることを報告、採決の結果全会一致で承認されました。

次に、役員を選任では、長年にわたって法人会活動にご尽力いただきました理事で十文字支部長の藤島タエ子様から、骨折治療のため理事退任届が提出されましたので、新たに十文字支部長予定者として原田輝様、現在空席となっている女性部会長予定者として久保幸枝様の理事選任決議を提案、採決の結果全会一致で承認されました。

その後、令和元年度事業報告、令和2年度の事業計画・予算を報告し、総会を終了しました。

今回退任された藤島理事におかれましては、長期にわたって法人会活動に貢献頂きましたことに対し、心からお礼を申し上げ、一日も早い完治をご祈念申し上げます。

表彰・感謝状贈呈

法人会活動にご尽力いただいた方々が表彰されました。皆様、おめでとうございます。

全国法人会総連合会 会長功労者表彰
副会長 仲山 昌成 様

福岡県法人会連合会 会長功労者表彰
副会長 藤田 勇助 様
副会長 坂田 善弘 様
理事 石井 昭博 様
理事 北川 智英 様

福利厚生事業推進に貢献したことに対する感謝状の贈呈

大同生命保険株式会社 久留米支社
大淵 淳子 様
(有)チェック保険サービス 様

令和2年度事業計画

- 1. 税知識の普及を目的とする事業**
毎年の改正により複雑難解化する一方の税法、税制について、正しい知識を身につけてもらうための事業を行う。
- 2. 納税意識の高揚を目的とする事業**
納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与することを目的とした事業を行う。
- 3. 税制の調査研究及び提言に関する事業**
納税者の納得する適正・公平な税制実現のための的確な軽減を行う。
- 4. 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業**
中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援する。
- 5. 地域社会に貢献することを目的とする事業**
中小企業単独ではその要請に応えることが難しい社会的責任を果たすことを目的とした事業を行う。
- 6. 会員の交流を図るための事業**
会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的とした事業を行う。
- 7. 会員の福利厚生のための事業**
会員である法人の福利厚生事業の充実と経営の安定、安心を目的とした事業を行う。
- 8. その他この法人の目的達成に必要な事業**
会員の拡大及びこの法人の認知度の向上に努める。

令和2年度役員

役職名	氏名	事業所名
会長	阿部 達彦	(株)阿部興産
副会長	森山 達巳	(株)森山建材
副会長	藤田 勇助	(株)藤田ふとん店
副会長	坂田 善弘	(有)坂田電気工事
副会長	仲山 昌成	ハトマメ屋(株)
専務理事	高瀬 健次	(公社)甘木朝倉法人会
理事	石井 昭博	(有)絹匠石井
理事	井上 慶一郎	井上紙工印刷(株)
理事	井上 信之	(有)ワイ・エヌ
理事	梶原 教義	(株)カジワラ商事
理事	梶原 雄次	(株)梶原工務店
理事	北川 智英	(株)キタガワ
理事	具嶋 孝一郎	(有)蛭子屋商事
理事	久保 幸枝	久保測量設計(株)
理事	鶴田 陽一	(株)鶴田工業
理事	中村 保真	(有)中村通信建設
理事	原田 輝	朝倉調味料(株)
理事	廣渡 利秀	広渡商会(有)
理事	見山 時男	(有)セイカ
理事	本石 敏明	(有)本石産業
理事	森部 晶伸	森部建設(株)
理事	師岡 哲也	(有)八車荘
理事	安岡 正博	(株)安岡酒造場
理事	山下 太郎	(名)山下衣料店
監事	綾部 茂明	(有)チェック保険サービス
監事	稲葉 武彦	あさくら税理士法人
顧問	矢野 清博	矢野タクシー(株)

(任期は令和3年度開催定時総会まで)

平成31(令和元)年度正味財産増減計算書		
	科目	決算額
経常収益	特定資産運用益	676
	受取会費	4,463,440
	受取補助金等	9,501,400
	受取負担金	2,000
	雑収益	321,872
	経常収益計	14,289,388
経常費用	事業費	11,495,545
	管理費	3,127,584
	経常費用計	14,623,129
	当期経常増減額	▲ 333,741
(単位:円)	正味財産期末残高	11,036,609

平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動



平成29年7月の豪雨災害に関して、多くの法人会単位等から多額の義援金・見舞金を預託していただきました。これらの義援金は、平成31年3月までに名所旧跡の観光看板の寄贈、朝倉市へ義援金としての全額を使用させていただきました。

さらに、当会の事業として、会員事業所に掲げていただいているのぼり旗「一步、一步、あさくら」は、復旧復興の目処が立つまで作成配布することとしています。

のぼり旗やポールは、雨・風などで破損したり、老朽化してしまうことから、随時事業所からの申し出により新たなものをお渡ししています。

のぼり旗等交換が必要な場合は、法人会事務局へご連絡ください。

また、令和元年8月佐賀県での集中豪雨災害、及び令和2年7月の豪雨災害に関して、県連を通じて日本赤十字社に義援金を預託しています。

委員会・各支部の活動



事業研修委員会／ひまわり杯小学生バレーボール大会



事業研修委員会／まちづくり講演会



事業研修委員会／租税教室(三奈木小学校)



事業研修委員会／租税教室(三並小学校)



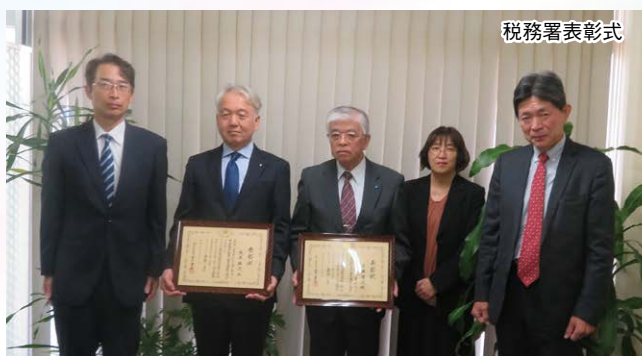
事業研修委員会／租税教室(蛭城小学校)



女性部会／税の絵はがきコンクール



税制委員会／税制改正提言活動



税務署表彰式



全法連全国大会／三重大会



事業研修委員会／飛び出し人形看板設置



絵はがきコンクール 入賞作品の紹介

※学年は、平成31年度当時のものです。

最優秀賞



法人会長賞



立石小学校 6年
みはら めい
三原 芽李さん



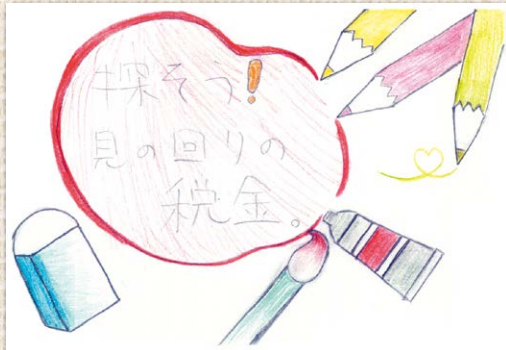
甘木税務署長賞



立石小学校 6年
やすおか れおな
安岡 玲緒奈さん

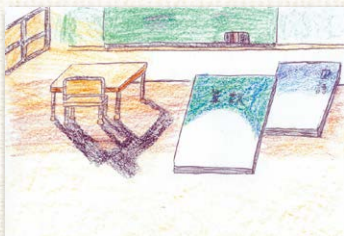


法人会女性部会長賞



福田小学校 6年
いまふく あづき
今福 梓さん

優秀賞



福田小学校 6年
いのうえ まい
井上 真衣さん



福田小学校 6年
かわはら あいり
川原 愛莉さん



金川小学校 6年
たごもり ゆな
田子森 優奈さん

租税教室を受講した 小学6年生の感想

私は、正直税金は必要ないと思っていました。でも、今税金がないとたくさんの教科書などいろいろな物などを親がはらうことになるので税金は必要かなあと思いました。そして、これからは教科書などの税金でつくられた物を中心にいろいろな物を大切にしていきたいと思いました。あと、いろいろな種類の税金があることも知らなかった。なので、今知ったことをこれからに生かしていきたいです。

R.Aさん



今回、税金についての学習で、私はまた、税金の使い方がどのように決られているのかわからなかった。今回、法人会の人に教えてもらってよかった。と思うし、税金は身近な場所、公共の施設にも使われていた。より、税金の必要性、身近さまでよく学べてよかったなと思いました。日本の社会は、一人一人の国民の人々の協力での社会がなりたっていた。ここからよく考え、お金の大切さに気づけて、次の社会の学習にいかしていきたい、と思いました。今日の学習で学べてとてもよかったなと思いました。

R.Yさん



ぼくが、租税教室で学んだことを通して思ったことは、2つあります。1つ目は、税金の大切さです。ぼくは、税金は、はらうだけで何に使われているのかわからなかったけど、税のよさを学んでたくさんのお金など役に立っているんだなと思いました。税がなかったら、学習で、税がないと公園や、ごみなどが管理できなくて、消防や警察もたのんたらお金が必要になるので、税が大切なことがよく分かりました。2つ目は、税金が何に使われているかです。ぼくは、使われているものは、1つおかげではずらぬものだと思っています。



そのわけは、公園の管理、ごみの処理、学校の教育費などがすべて税金でまわっているからです。その中で、教育費がどのくらいかかるかのところで、小学生は年間、約9万円かかることを学びました。だから、ぼくは税金が大切ということを知ったから、税金をはらう時には、このことを思い出していきたいです。

K.Sさん

私は、税金がきらいでした。「この世の中おろ無くなってしまうに…」などと思っていました。けど、今回の動画を見て「この世の中、税金がなくなると、まはば信号は動かない、事故もおこりやすくなるよ、通行料など、学校のお金だ、まはらわなま、いけなくなるなまて…」この世の中は税金が必要になんた。私達は、税金に支えられているんだ。ま、この世の中に税金が必要なことかよく分かりました。

N.Sさん



ぼくは、税金がいらないものかと思って、いたけど税金がどんな役割をはたしているのかわかって税金が必要なものかと思いはした。税金がないとぼくたちが通る学校や使う教科書全部買わないといけなま、しん号がとまったりしてしまうので、まからもま税金がなくていいかと思いはした。教育費が思ってた以上に多くてびっくりした。小学から高校まであわせると約270万円かかると税金、まてすごいと思いはした。税金にも種類がいま、あて約50種類もあることをしりました。これからは税金なまていらないなまて思はず、国や都道府県、市町村のために税金をはらうと思ていきたいと思いはした。

T.Sさん



私は、租税教室を通して税金の大切さいろいろなことが分かりました。税金がないと私たちの教科書、学費いろいろなにお金かかると、6年間で500万円とかかるとなると、まはいなまと思いはした。私は税金はなんであるか「まうと不思議でたままませんでした。まて本当に税金がないと高い者はまた働かないといけなま、しん火事や事故、信号、道路交番となくなると税金がないことによてこんなま、ま世の中かわるま、ま苦しくなていくんだなまと思いはした。ま、税金は必要かなあと思いはした。税金がないとお金となくなるので税金があてよかったと思いはした。今日は租税教室でいろいろなことを学びました。

なのでこれから税金はないま、まいいま、まかまは言わなま、まいいま、税金はま、まんとまらま、まおうと思いはした。

Y.Kさん





国⽮庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止**及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては**開催を中止**することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国⽮庁ホームページに年末調整特集ページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら >>



年末調整に関するFAQを記載しております。

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。
詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。
※令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続きをオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続きに関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」はeLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種
情報はこちら（年末調整特集ページ） >>





＼ご入会ありがとうございます。／

新会員のご紹介

会社名・個人名	業種	所在地等	電話番号
(有)アキラ	運送業	朝倉郡筑前町上高場1833-1	0946-23-9245
(株)朝倉農園	農産物生産加工販売	朝倉市宮野1407-1	0946-28-7744
甘木本通り商店街振興組合		朝倉市甘木1072	0946-24-3979
(株)NR企画	不動産コンサル業	朝倉市牛鶴24-8	0946-22-8389
志学塾	学習塾	朝倉市堤1587-1	0946-23-0242
(株)重松電気	電気工事業	朝倉市長淵905	0946-52-3130
柴山電気(株)	電気工事業	朝倉市堤437	0946-22-6693
(有)清水興産	建築・土木工事業	うきは市浮羽町山北1930-2	0943-77-2677
(有)筑後家徳兵衛	飲食サービス業	朝倉郡筑前町依井442-1	0946-22-2516
とり庵	飲食サービス業	日田市夜明上町1028	0973-27-2500
(株)Nest Innovation	リフォーム・Webマーケティング ・ハト害対策業	朝倉市菩提寺539-4	080-6416-0574
(株)ハウスサポート	土工工事業	朝倉市持丸781-1	0946-23-2310
Yoshino Trading(株)	オーディオ機器輸入卸業	朝倉市秋月今小路307	050-3375-3975
高木 義光	個人会員	福岡市城南区	
濱崎 二郎	個人会員	小郡市	

平成元年9月1日～令和2年8月31日(敬称略)

法人会会員の方 会員紹介のページを募集しています。

法人会の広報誌「あさくらの風」では会員の方の紹介ページを募集しております。企業の理念や仕事内容、歴史や社会貢献等。あなたの企業を広く紹介しませんか？



公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階
TEL (0946)24-5757 FAX (0946)23-2844
ホームページ <http://www.a-houjinkai.jp>
メールアドレス a-houjinkai@tea.ocn.ne.jp

会員紹介

ハトマメ屋



ハトマメ屋は朝倉市にあるお菓子屋さんです。看板商品は金トキ豆(ハトマメ)。明治18年の創業当初からあるハトマメ屋の原点となる焼菓子です。

他にもシュークリームやケーキなどの洋菓子や、いそべ餅やもちパイ、おこめ大福といった和菓子など店内には50種類を超える様々なお菓子をご用意しております。

どれも旬のものや地元の食材など原材料にもこだわった商品です。

ご希望のお客様にはお茶とご試食もご用意しておりますので、楽しみながら商品をお選びいただけます。皆様のご来店、心よりお待ちしております。



ハトマメ屋 / 福岡県朝倉市宮野 1910-3 TEL : 0946-52-0036 HP : <https://hatomame.jp/>

会員を
ご紹介
下さい

ご存知でしょうか? 「甘木朝倉法人会」を!

法人会は現在80万社の会員企業、41都道県に440の会を持つ全国組織の経営者の団体です。



活動内容

- 機関誌や各種参考資料の配付
- 国税、地方税の関係法規と経営や経理に関する説明会、講演会、交流会等の開催
- 関係各庁および友好団体との連絡および協調

■年会費

資本金500万円未満	年	3,000円
資本金500万円以上1,000万円未満	年	6,000円
資本金1,000万円以上2,000万円未満	年	10,000円
資本金2,000万円以上3,000万円未満	年	15,000円
資本金3,000万円以上1億円未満	年	20,000円
資本金1億円以上	年	30,000円
管内外に本店を有する法人の事業所	年	3,000円
公益法人およびグループ法人	年	3,000円
賛助会員	年	3,000円

※年の中途に入会される場合は、会費は月割です。

加入のメリット

1. 会員企業の繁栄にプラスになります。
2. 各種福利厚生制度の利用ができます。
3. 税務署に対する苦手意識が解消されます。
4. 貴社に対する税務署の認識が変わります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

AIG AIG損害保険株式会社

「生きる」を創る。
Affac アフラック

公益社団法人
甘木朝倉法人会

〒838-0068
朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階
TEL (0946) 24-5757
FAX (0946) 23-2844
H P <http://www.a-houjinkai.jp>
MAIL a-houjinkai@tea.ocn.ne.jp

各種
保険
割引
経営者大型総合
保障制度・がん保険

不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リサ



「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。

サキ先生



そうですね。これまでは平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていました。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。



ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるのは何となくわかりませんが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。

第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。



例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。

たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。



じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。

建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象となりません。



そうですか。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないんですね。

★筆者紹介

山端美徳(やまはた・よしのり)

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」(清文社)、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」(税務研究会)、「間違うと痛い!! 印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会)等がある。

死亡保障
 高度障がい保障
 傷害後遺障がい保障
 傷害医療費用保障
 傷害休業保障
 入院保障
 手術保障
 傷害通院保障
 放射線治療保障
 疾病入院医療費用保障
 疾病入院療養一時金保障
 事業承継相談費用保障

難攻不落

経営者さまを取りまくリスクは一つではありません。

多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。

重責を担う経営者さまを守る、

数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン **総合型V+Mタイプ**

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当総合医療保険)

DJIDO 大同生命保険株式会社

久留米支社/
 福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル3F)
 TEL 0942-32-4306

AIG AIG損害保険株式会社

久留米支店/
 福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル1F)
 TEL 0942-33-0441

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1011 (2019年8月27日) 19-073028 2021-8

—— 法人会加入のおすすめ ——

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。

入会のお申し込み・お問い合わせは _____

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F
Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844

●編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844

●発行日／令和2年10月15日(第63号)

●印刷・製本／井上紙工印刷株式会社

〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951